

## タックス・フラッシュ

2009年 第5号

2009年 4月22日

## &lt; 本号の項目 &gt;

- ・ **2009年の月次前払法人税（PPh25）の最大限の利用** 2009年は2008年より低い法人税率が適用されます。貴社もまた（金融危機の影響で）2009年は事業低迷に直面するかもしれません。これらは、2009年のPPh25の減額資格があることの合図です。この問題についていくつか注意しておくべき点をお伝えします。

**2009年の月次前払法人税（PPh25）の最大限の利用**

所得税法第25条の月次前払法人税（PPh25）の金額を減らしたいと望む法人納税者にいくつかの重要な期限が迫っています。得に、2009年1月から6月までの前払税金債務の減額を求めている納税者が、税務署へのその減額の通知ができるのはこの4月30日までです。

法人納税者はインドネシアの税法のもとで月次前払法人税を支払う義務があることを熟知しています。広義では、第25条の税金分割支払が当期の税務債務の概算支払となる意味があります。また、税法はどのように分割払い金額が計算されるか、つまり、前年度の税金支払実績によることを規定しています。重要なことは、この25条税金は納税者による自己査定を必要としていることです。

税法はまた、納税者にその事業環境が低迷して、その結果として利益が減り前年度の税額に基づく分割払いが結果として税金過払いになる場合に、第25条税金債務の金額を変更する範囲も提供しています。第25条分割払いの減額は通常、税務署の承認が必要であり、過去においてこの減額承認を得るのは困難なことが判明していて、減額要求の金額が実際に承認されるという保証はありませんでした。

2009年度の第25条分割払い債務につき、世界的な金融危機への対策の一つとして、インドネシア政府は、第25条税金分割払いの減額を取得する一般的要求に対する緩和策を提供しました。

2009年1月から6月に関する分割払いについて、政府は納税者が分割払い、もしくは債務の25%までの減少の選択を認めています。これは半自動的に、即ち、納税者が減額を税務

署に通知すればよく、この通知が税務署によってレビューされることはありません。減額は利益の予想される減少に基づいている必要があります。即ち、この**25%減額**が**2009年**に関して納付されるであろう予想される税金総額の減少を反映していない限り、自動的に**25%の減額**を得られるわけではありません。減額通知は誠意をもってなされなければなりません。

しかしながら、重要な期限が迫っています。納税者が、この優遇措置の下に分割払いの減額要求を税務署に通知できるのは、**2009年4月30日**までです。しかし、減額が要求されたが、減額前の高額の分割払いを払っていた場合には、前月の「払い過ぎ」の金額は振替ることができる、即ち、減額の通知が提出された後で、減額相当分の月々の分割払いの金額と相殺できるというのは良い知らせです。

注意を払うべき点としては、**25%の減額通知**がなされたが、これまで払われた分割払い額が**25%減額**を使って計算された月次金額よりも少ない場合です、この場合、税務署は支払不足とみなし、月利**2%**の遅延利息を請求してきますので、要注意です。

**2009年7月から12月の第25条分割払い**について、**2009年度**の**第25条分割払い**の計算について、政府が発表した**2番目の優遇措置**に関して、別の期限が迫っています。納税者がその実際の**2009年所得税額**が**第25条**の計算基礎をなす「予想される要納税額」の**75%**以下となると予想する場合、納税者は分割払いの減額を申請できます。この承認は自動的にではなく、税務署が依然としてその要求を注意深く精査できますが、税務署はその申請に対し**15営業日**以内に決定を下さなければなりません。

加えて、「標準的」な規則（即ち、**2009年**の優遇措置策とは別個の）に基づいて分割払いの減額を求めることも依然としてできます。その制度にはたくさんのワナがありますし、予想外の結果が起こりえます。それゆえ、各納税者自身のおかれた環境を勘案し、**第25条**に係わる選択可能な異なるオプションを注意深く分析することが重要です。

他にも注意すべき落とし穴がいくつかあります。例えば、利益が増加した場合、税務署は、一旦、実際の要納税額が、分割払い計算を反映させた金額（一般的に、前年度からの実績要納税額）より少なくとも**50%以上**増えることが明らかになったら、**第25条分割払い**の再計算を要求します。

法人税率の引き下げの結果として、**1つ**の予想外の結果が判明したのは、**2009年**の**第25条分割払い**の金額を自己査定する際に、税法の厳格な文言に基づき、実際の税率が**2009年**は**28%**に引き下げられたとはいえ、旧法での**30%**の税率を依然としてその計算に使う必要が

あるということです。私どもは、税務署が 25 条分割払いの計算に使う税率を 28% に下げるとい見通しはないと考えています。

それにも係わらず、明らかなのは、第 25 条分割払い債務の減額を要求することでキャッシュ・フローを改善する機会があることです。注意深く分析する必要があると同時にこれらの期限を覚えておく必要があります。4 月 30 日が 1 月から 6 月までの分割払いに、また、6 月 30 日は 7 月から 12 月の分割払いに関する優遇措置の期限となります。

ご質問等の連絡先、下記の PWC の各専門家へご連絡ください。

アリ・マルディ ali.mardi@id.pwc.com	ティム・ワトソン tim.watson@id.pwc.com
アンソニー・アンダーソン anthony.j.anderson@id.pwc.com	アリ・ウィドド ali.widodo@id.pwc.com
アントン・マニック anton.manik@id.pwc.com	アイ・ティン・ファン ay.tjhing.phan@id.pwc.com
エンゲリン・シアギアン engeline.siagian@id.pwc.com	ヘル・スプリヤント heru.supriyanto@id.pwc.com
リリー・チタデウィ lili.tjitadewi@id.pwc.com	ポール・ラマン paul.raman@id.pwc.com
マギー・マーガレット margie.margaret@id.pwc.com	ジム・マクミラン im.f.macmillan@id.pwc.com
ヌルヤディ・ムルシヨディワルノ nuryadi.mulyodiwarno@id.pwc.com	レイ・ヒエディフン ray.headifen@id.pwc.com
ロベルトス・ウィナルト robertus.winarto@id.pwc.com	ヘンドラ・リー hendra.lie@id.pwc.com

また、上記以外にも、ジャパンスクの北村浩太郎 [hirotaro.kitamura@id.pwc.com](mailto:hirotaro.kitamura@id.pwc.com)、もしくは割石俊介 [shunsuke.wariishi@id.pwc.com](mailto:shunsuke.wariishi@id.pwc.com) まで、ご質問等、ご遠慮なくご連絡ください。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ / プライスウォーターハウスクーパース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers,

Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6

Jakarta 12920, INDONESIA,

Telephone. +62 21 521 2901,

Fax. +62 21 52905555,

お断り、

この日本語訳は、ジャパンデスクが作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。(英語の原文は、[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id) から入手できます。)

また、作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。実務上、個々に記載している問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、税務専門家の適切なアドバイスを入手する必要があります。